留学生教育学会・東洋大学二子石優科研共催
日本語教育機関認定法を理解する勉強会より【第２弾】

第一回、第二回日本語教育機関認定審査 及び 今後の方針について

北岡　龍也
前 文部科学省総合教育政策局教育企画調整官（現在マレーシア日本国大使館広報文化部長）

本年２月 19 日（水）東洋大学白山キャンパスにて、留学生教育学会及び東洋大学二子石科研（外国人留学生のキャリアパスを見据えた日本語学校と大学の連携に関する政策的研究）の共催により、「日本語教育機関認定法を理解する勉強会」が開催された。本誌前号（561 号）では明海大学外国語学部日本語学科准教授西川寛之先生の講演「日本語参照枠の理解とカリキュラムデザイン・教材」を掲載した。本号ではその第２弾として、同時にご講演をいただいた前文部科学省総合教育政策局教育企画調整官（2025 年４月より在マレーシア日本国大使館　広報文化部長）北岡龍也氏「第一回、第二回の日本語教育機関認定審査及び今後の方針～大学日本語別科の日本語教育機関認定について～」を掲載お届けする。

そもそも大学の別科とは何かということをおさらいした上で、認定申請の受付状況についても説明をさせていただき、最後にいくつかの留意点をお話しします。

日本語教育機関認定審査に臨むにあたっては、まずはしっかりと公表資料を読んでくださいということです。文部科学省（文科省）のホームページを見ていただくと大量の資料が出てきます。それらを全部つぶさに読めということではありませんが、どのような資料がどこにあるのかというところは押さえておいていただきたい。特に、認定申請に関わる方については、公表資料の内容はしっかりとご理解いただきたいと思っています。「日本語教育 _　文部科学省」と Google で検索していただくと出てきます。様々な資料が掲載されていますので、それらをまず一度お目通しください。全く見たことのない状態と、一度ざっとでも目を通した状態では全く理解が違いますので。

その上で認定申請をしなければならないとなった場合、中心になられる方は、まずは一回申請書を書いてみてください。書かなければわかりません。新しい制度はこうなったけれど、教育課程をどうしようと頭でずっと考えている方が多いのですが、考えてもわからないです。一回書いてみて、ここは書けない、わからないなというところが出てきます。あるいは書き進める中で、最初書いたことと若干矛盾するぞということがだんだん見えてきます。疑問点、不明点を具体化するために一回申請書を書いてみ

ることをやっていただきたいと思います。その際､特に悩まれるのは「教育課程」だと思います。そこは教務の責任者、日本語教育課程の責任者である主任教員の方を中心にきちんと考えていただく。繰り返しになりますが、文字にして落とし込んで行くということの重要性をご理解いただき、一度実践していただきたいと思っています。

皆さんに申し上げるのは酷かもしれませんが、特に大学別科に関しては、学内で、離れ小島で孤立されているケースが多いのではないでしょうか。その場合は申請をいざやらなければならなくなった時に撃沈します。まず学内で留学生別科がどういう役割を果たしている機関なのか、組織なのかということをきちんと整理した上で、大学の執行部との間で共有をはかっていただかないと、別科の担当者だけで考えても前に進むのは難しい。ですから、別科の役割を理解していただき、学内で日本語教育の位置付けを明確化するために学内で立ち回っていただきたいと思います。

実際に認定申請をする場合ですが、認定審査には面接審査があります。大学の場合は学校法人の役員の方等に来ていただくわけですが、その方が何も答えられない、もしくは別科の担当者が言っていることと矛盾することを言っているとなったら、その時点で残念でしたということになりかねません。そういう意味でも大学の執行部、中心の方にも入っていただき、これからの大学の国際化戦略の中で別科がどういう役割を果たしていくのか、ということについて学内でご準備いただければと思います。

まず認定日本語教育機関制度がどうなっているのかということを簡単にお話しさせていただきます。

この法律ができたのは一昨年ですが、実際施行されたのは昨年の４月です。どういう法律かというと、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための法律で、あくまで教育の環境を良くするための法律、それが主目的だということです。これが従来の告示校と呼ばれる民間の日本語学校、法務省の告示に書かれた機関との違いです。告示校は入国管理の観点から、留学の在留資格を持った外国人を適正に管理するために留学先である日本語教育機関を指定する制度なのですが、それとは違いこの認定日本語教育機関制度というのは、いかにその機関が日本語教育を適正かつ確実に行えるかということを確認するというのが大きな趣旨になっています。教育を良くする、教育の質を高めていくというところがポイントになっているということですが、その法律的な中身が何かというと、日本語教育機関を文科大臣が認定するという仕組みになっています。平たく言うと、「ここの機関で行っている日本語教育は良いものです」と、文科大臣がお墨付きを与えるという制度です。で

北岡氏

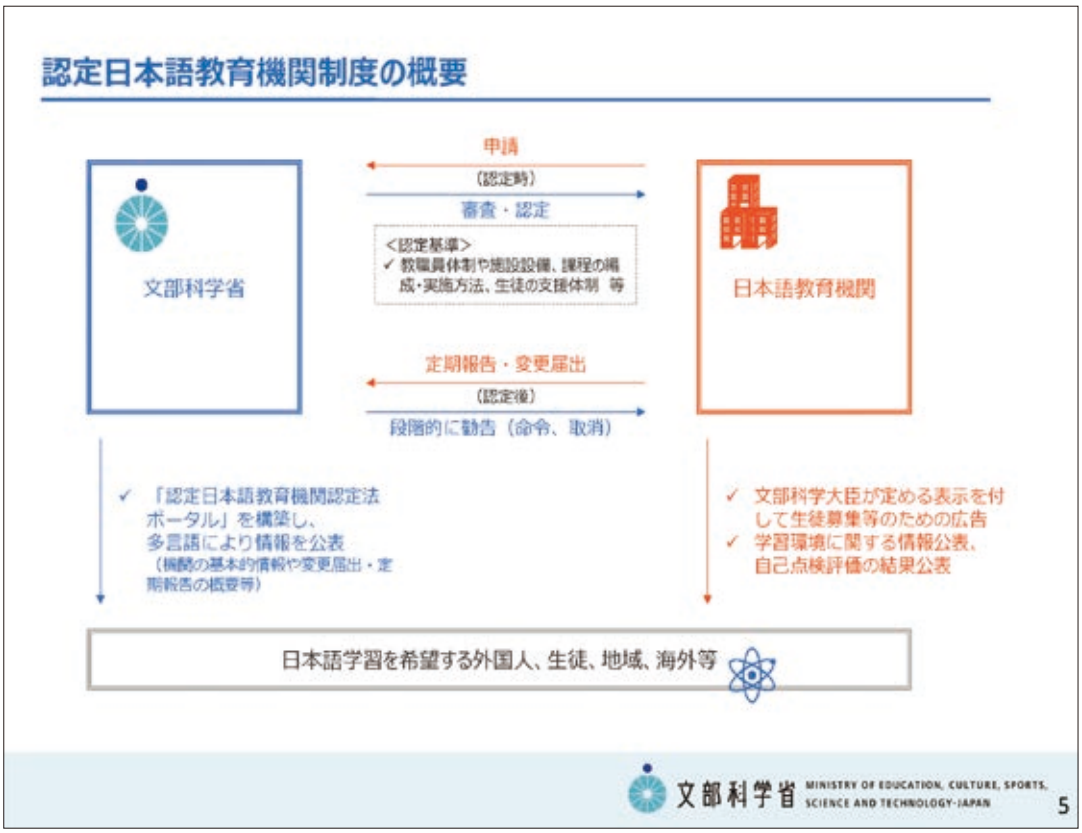

すからお墨付きを与える以上の法律的な意味合いは本来無いので、立派なところだということを国が認めるといったような意味合いだと捉えていただければと思います。

ただこの認定日本語教育機関制度の場合は、これに紐づいて在留管理の制度がくっついてきます。認定日本語教育機関の中に留学の課程というのがあるのですが、留学の課程の認定を受けた機関に在籍する生徒には在留資格の「留学」が与えられます。そちらのほうがどちらかというと制度的には重い意味合いになってきます。仕組みとしては認定制度と在留資格というのはイコールではありません。あくまで認定制度の中で文科大臣が主眼を置いて確認すべきは教育の中身、教育の質がいかにしっかりしたものかというところです。そのしっかりした機関については文科大臣が広く公表します。インターネット等で広く知らしめるということであるとか、各機関においても認定を受けたことを堂々と宣伝していただくことができますということです。

加えて認定を与えた教育機関については認定した後も文科大臣が引き続きチェックを行い、教育の実施状況を確認していきます。そして問題があれば是正のための措置を講じていくという形になっています。

もう一つ、法律上のポイントは何かというと、教員資格というのを設けたことです。平たく言えば日本語教師の資格を国家資格化しましたということです。「登録日本語教員」というものが新しい資格ですが、この資格を持っている方でないと認定日本教育機関で日本語教師になることはできません。勘違いしないでい

ただきたいのは、あくまで認定制度というものは国がお墨付きを与えるものです。「留学」に関しては在留資格が付いてきますので、事実上義務的なものになってきますが、留学以外にも例えば就労者、つまりすでに別の在留資格で日本に入り働いている方に対する日本教育とか、各地域の中で生活されている外国人の方々、これらは生活の分野と言っていますが、その方々に対する日本語教育を行う場合は、在留資格の「留学」は関係ないので、認定を取らなくても構いません。認定を取らない機関で教える場合は、登録日本語教員の資格を得る必要はないということになっています。あくまでも認定機関において教える場合は登録日本語教員の資格が必要になってくるということです。

ここから先は概念図になっていますので簡単に申し上げますが、順番としては各機関の方から文科省に認定の申請をします。その申請された内容を文科省の中で審査をします。専門家にも入っていただき、きちんと確認を行います。そこで晴れて「認定」ということになった日本語教育機関は日本語教育を実施するわけですが、毎年一回定期報告というものを出していただく、あるいはその認定された際の状況が変わった場合には変更届を出していただきます。文科大臣は随時チェックをして、何か問題があったら是正のための措置を講じるという仕組みになっています。

概要は今申し上げた通りで、留学以外のカテゴリーができましたということ、また、教員の資格が必要になりましたということ、さらには評価のところにありますが、第三者評価というのを努力義務にしています。大学ですと第三者評価は当たり前ですし、努力義務ではありません。認証評価が義務付けられていますので、関係ないのではと思われるかもしれません。ですから大学においては評価の部分はあまり意識される必要はないと思いますが、今まで日本語教育機関というのは自己評価だけで、悪い言い方をすればどこまできちんと評価されているのかわからないというところもありました。ですから第三者の目を通して改善していく。これからは PDCA サイクルが回るような形になるように、徐々に意識していただき、各機関の中で自発的にやっていただくことを目指すということになっています。

一つポイントになってくる点が教育課程です。今まで、法務省告示機関の教育課程にはあってないようなルールしかありませんでしたが、認定日本語教育機関の仕組みの中では、参照枠に基づきどのレベルの日本語能力を身につけさせるか、ということを明らかにすることが義務化されています。これがクリアできていないものについては認定されませんので、最低限必須要件ということでご理解いただければと思います。さらに申し上げると、留学の課程の中には、日本に留学してきて日本語を学んで、その後、高等教育機関に進むというケースと、就職されるというケース、もしくは帰国というケースなどがありますが、どこが目的になるかというところでコースを分けていただくというお願いをしています。その中で、日本語を学ぶために留学をして、大学等の高等教育機関に進学していくことを目標とするコースの場合は、必ず B2 以上の目標が必要です。各大学の別科ということを考えると、自大学の本科に進学することを想定したコースのはずですので、そこで目標とする基本の日本語能力が B2 以上になる、ということが最低要件になってくるのではと考えています。文科省のホームページに教育課程編成のための指針というものがありますので、教育課程を考える際には、これに基づいて

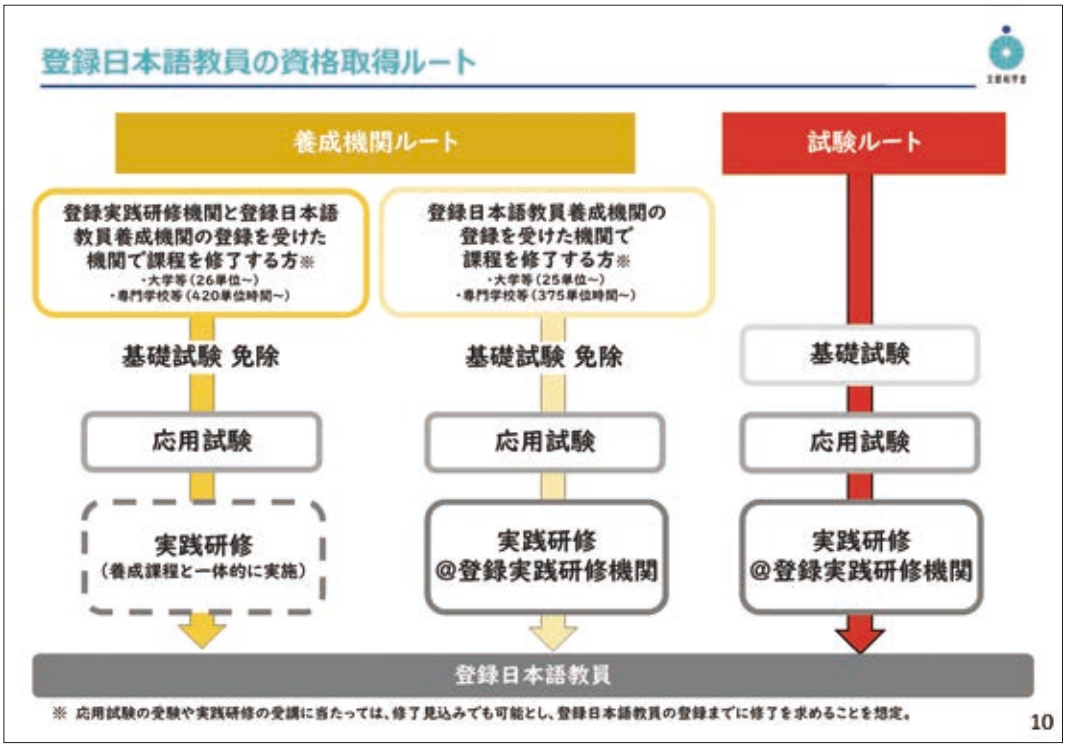

作っていただければと思います。ただここはよく誤解を受けているところなのですが、何かモデルがあってその通りに作ればいいというわけではありません。各教育機関の目標、どういう人材を育てたいのか、出口をどこに考えているのかということを体系化したものが教育課程ですので、それがこの指針と照らし合わせてずれていないか、ということをチェックしていただきたいということです。

認定申請は年２回、春と秋に行われます。例えば令和７年の春に申請をし、認定を受けた機関は、令和８年４月から留学生の受け入れを行えるということになります。ここで少し注意していただきたいのは、制度ができて５年間、つまり令和 11 年３月までは移行期間として認定を受けなくても、引き続き留学生を受け入れることができます。そうすると、のんびりじっくりと準備をして、最後の年にポンと申請しましょうと考えるところもあるかと思います。しかし、例えば最後の年の秋に出して認定された場合、認定校として留学生の受入れを行うことができるようになるのはその１年後ですから、移行期間が終わって半年間は受入れができないということになります。実際一発で認定がとれるところというのはそれほど多くはないと思われますので、なるべく早めに１回出していただいて、どこがダメなのか、どこを改善しなければいけないのかということを、事前相談や面接審査で指摘を受けて、それを持ち帰ってブラッシュアップするというプロセスを踏んでいただきたいと思います。なるべく早め早めに前倒しで準備をしていただきたいと思っています。

また、新たに教員資格ができたということで、養成機関というものができます。各大学でもこの日本語教員の養成コースを登録することができます。この養成機関を修了された方については、基礎試験を飛ばして、応用試験から受けら

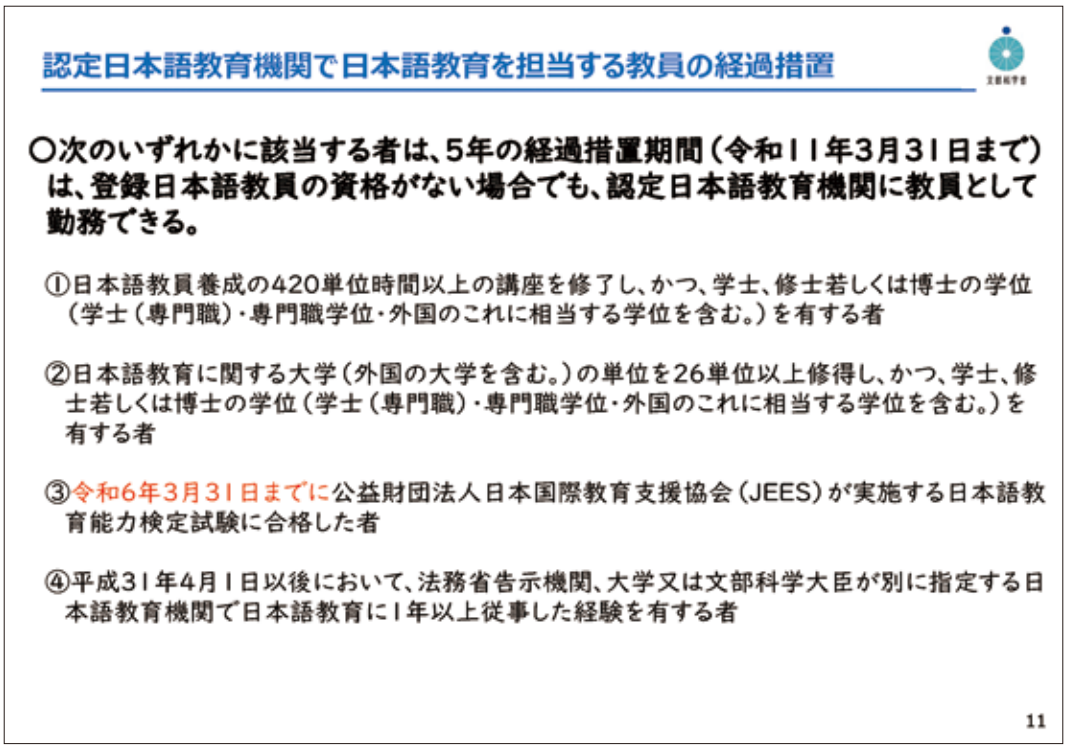

れます。養成機関に通わず、基礎試験を受けて合格してから応用試験を受けるという形でも教員資格を得ることはできますが、合格の割合は非常に低いので、登録日本語教員になろうという方は、養成機関を通してなるという形が一般的になるのではないかと思います。ただし、今大学で教えている方については、基本的にはこれらのルートに乗らずとも、指導の実績があれば、一応経過措置として教員になる道がございます。みなさんそれぞれ状況が違いますから、自分がどういったルートに入るのかというところは、確認をしていただければと思います。

今申し上げた経過措置について、平成 31 年（2019 年）４月１日以降において、大学等で日本語教育に１年以上従事した方については現職者として経過措置が設けられています。現職者の方々については登録日本語教員になるためにどんなステップを踏む必要があるのかということが、細かく分けて書いてありますので、ご自身が資格を取ろうとなった時には、自分がどこに該当するのかということを、少し念入りに確認いただければと思います。わからなければ文科省のほうにお問い合わせください。

最後に現職者講習のことをお話しします。これは資格をとるための講習ですが、受講料をお支払いいただければ、資格を取らない、つまり本来は経過措置講習を必要としない方でも受講することができます。第１回の認定申請で認定をとられた機関の方がおっしゃったのですが、文科省が作った講習だからどうせつまらないものだろうと思いつつ受けたそうです。ところが意外とちゃんとしているじゃないか、と。これを受講することで、参照枠とはどういうものか、認定日本語教育機関制度の目指すところがどんなものなのかということが、非常にクリアになったということをおっしゃられていました。自分が申請する前にこれを見たかったとい

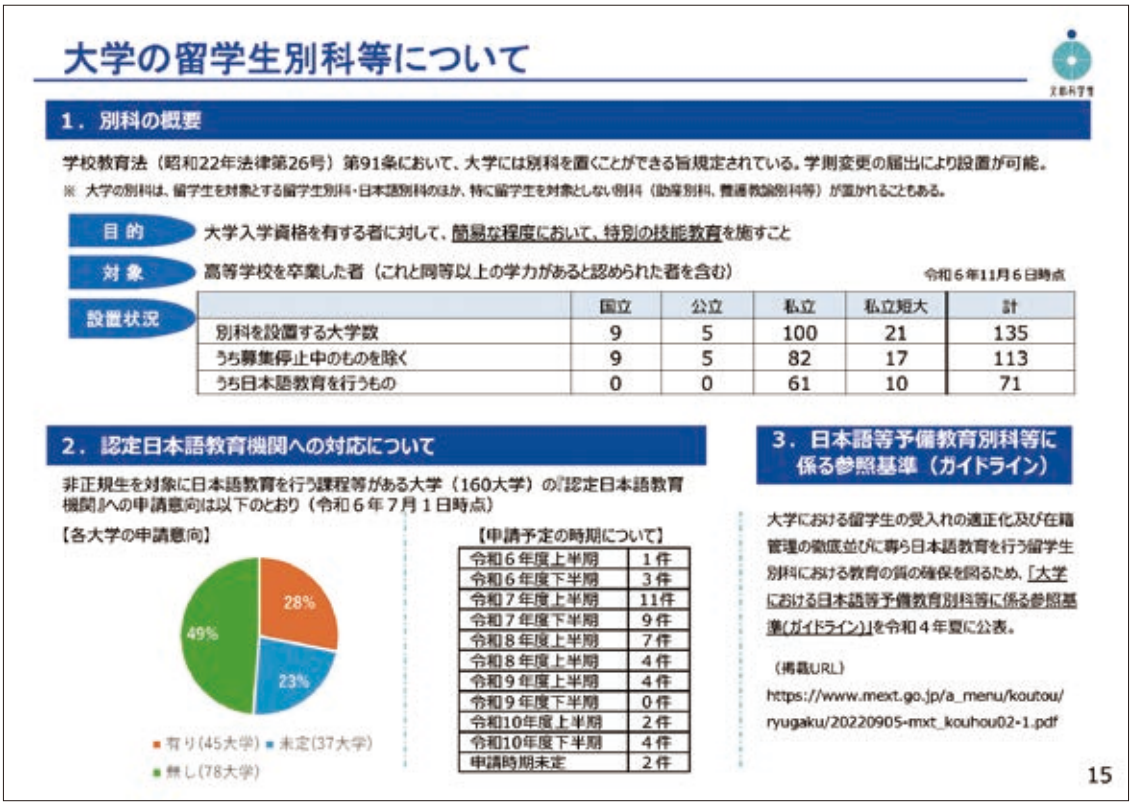

うことで怒られたのですが、とにかく為になるということです。特に今まで全く知見がない、これから勉強しようという方にとっては、非常にわかりやすいものだという評価もいただいていますので、お金はかかるのですが、ぜひご受講いただければと思っています。

次に大学別科の話をしますが、本来別科とは何かというと、学校教育法という法律に書いてありますが、元々の目的は大学が持っている教育資源、つまり大学の教員や教材、あるいは教える場所を使い簡易な教育を施すことによって、資格をとるといったことができる、そうしたことに資するような課程です。本来多かったものが、教員養成の課程を持っている大学で、養護教諭の資格をプラスして取らせる、栄養教諭の資格を取らせる、または看護の学校で看護師の上位資格である助産師、保健師といったプラスアルファの資格を取らせるといったことのために作った１年間の課程が別科です。それが時代の流れによって、留学生を抱えお世話をしている大学が、もしかしたら大学生以外に対してもこの制度を使えるのではないかということで、大学が持っている日本語教育や留学生の社会適応のための教育などを切り出して別科として設け、日本語教育を行うようになっていった。今ではそれが別科の大半になってきています。ですので、今別科というと、留学生別科、日本語別科ということで留学生に関わるものが中心になるのですが、元来は違ったものでした。

今回の認定日本語教育機関制度の対象になってくるのは、留学生別科や日本語別科というものですが、これらの別科が認定を受けなければいけないのかどうかというのは、ケースバイケースです。それを各機関の中で考えていただ

く必要があるのですが、不安や疑問がある場合は細かい情報を持って文科省に相談いただければと思います。

大学というのはある意味自由な世界で、在留資格を管理監督する入管庁から見ても、大学様は大丈夫だろうと信用していたところがあったわけです。しかしその結果、その信用を裏切る事態が多発しているというのが、この 10 年、20 年の実態です。留学生が大量に行方不明になったり学生の 9 割が留学生だったり、といった大学が一度熱が冷めたと思ったら、また出てくるということで繰り返されています。ですから、そこの是正が必要だということは政府全体の共通認識で、今回認定日本語教育機関制度の中に大学の別科等が入ってきたのには、そうした理由もあります。ですので、真面目にやってきた大学からすると、なんと迷惑な話だと思われるかもしれませんが、真面目であるところに関しては、きちんと認定をとっていただいて、大手を振って留学生を受け入れていただきたいと思います。そして、そうではないところには退場していただきたいというのが、文科省、政府の考えだということで認識を持っていただければと思います。

ただ、大学の中でもいろいろなケースがあって、認定を取らなければいけないところは結構限られます。基本的に学部学生として入学する学生や大学院生として入ってくる学生などの正規課程の学生に関しては、留学生であっても、大学に責任を持って面倒を見ていただく、教育していただくということで構いませんから、認定は要りません。そもそも入学時点で、今であれば「N 2」相当の日本語能力を有することが入学者選抜実施要項に明示されており、各大学等はこれを踏まえて入学者選抜を実施していただいているはずだからです。また、英語で学位を取得できるコースについてはそもそも入学に

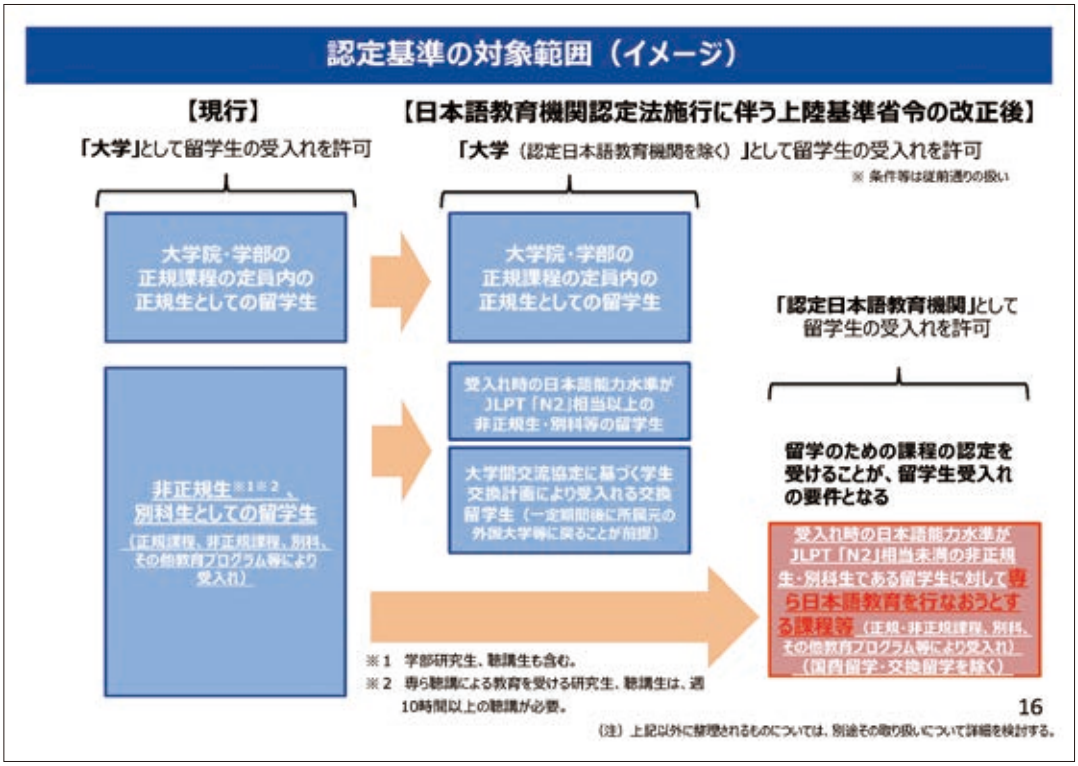

当たって日本語能力を必要としていません。それ以外の非正規の学生に関しては、認定が必要になるケースがあるということです。認定が必要になるケースというのは、専ら日本語教育を行おうとする課程に関してとなります。「専ら」の目安というものは入管庁からガイドラインが明示されていますが、修了に必要な授業時間の 7 割以上が日本語教育になっている場合は認定を取っていただく必要があるということです。それ未満の場合に関しては高等教育だと判断されますので必要ないということになります。そのためには各機関の中で非正規の留学生に対する教育のカリキュラムをしっかり作っていただき、それを見通していただいて日本語教育が 7 割を越えてくるのであれば、認定をとっていただく必要があります。

別科は日本語教育だけと思っている人が多いのですが、実際は日本語以外の基礎教育もやられていると思います。ある意味大学入学準備教育という意味合いで、語学以外のところも多くやられています。そうしたことを全て勘案した時にどれだけが日本語の教育なのか、認定を受けなければいけないラインに届くのか届かないのかというのは、個々の事情になってくると思います。ですから、繰り返しになりますが大学内での別科の役割や別科で果たすべき教育の中身について、共通認識を持っていただく、執行部も含めて学内での意思疎通というのをしっかりはかっていただければと思います。

残りは雑談のようになりますが、1 回目の認定結果がどうだったのかといいますと、72 件申請があり、通ったのは 22 件です。約 3 割ということですが、実は認定申請の前に事前相談があり、その段階で来られた機関は三桁いっていました。そこから実際申請に至ったと

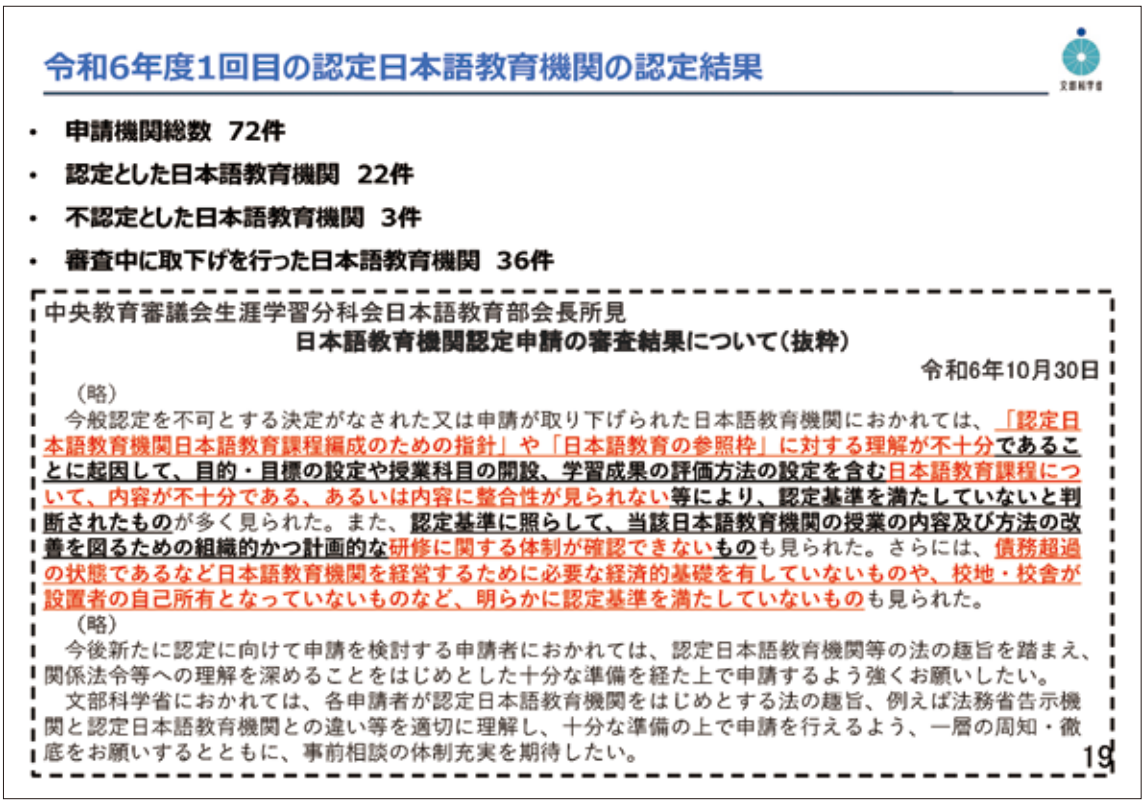

令和6年度1回目の認定日本語教育機関の認定結果

- **申請機関総数　72件**
- **認定とした日本語教育機関　22件**
- **不認定とした日本語教育機関　3件**
- **審査中に取下げを行った日本語教育機関　36件**

中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会長所見

日本語教育機関認定申請の審査結果について（抜粋）

令和6年10月30日

（略）

今般認定を不可とする決定がなされた又は申請が取り下げられた日本語教育機関におかれては、「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」や「日本語教育の参照枠」に対する理解が不十分であることに起因して、目的・目標の設定や授業科目の開設、学習成果の評価方法の設定を含む日本語教育課程について、内容が不十分である、あるいは内容に整合性が見られない等により、認定基準を満たしていないと判断されたものが多く見られた。また、認定基準に照らして、当該日本語教育機関の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修に関する体制が確認できないものも見られた。さらには、債務超過の状態であるなど日本語教育機関を経営するために必要な経済的基礎を有していないものや、校地・校舎が設置者の自己所有となっていないものなど、明らかに認定基準を満たしていないものも見られた。

（略）

今後新たに認定に向けて申請を検討する申請者におかれては、認定日本語教育機関等の法の趣旨を踏まえ、関係法令等への理解を深めることをはじめとした十分な準備を経た上で申請するよう強くお願いしたい。

文部科学省におかれては、各申請者が認定日本語教育機関をはじめとする法の趣旨、例えば法務省告示機関と認定日本語教育機関との違い等を適切に理解し、十分な準備の上で申請を行えるよう、一層の周知・徹底をお願いするとともに、事前相談の体制充実を期待したい。

19

ころが 72 件ということで、3 割以上の機関が申請に至らずに去って行きました。

申請した機関の 7 割が脱落したわけですが、まずこれはダメですと不認定になったのは 3 件だけです。それ以外、ほとんどのところは取下げです。大学の設置認可と同じと考えると分かりやすいのですが、不認可になった学校はこんなところがダメだったので不認可になりましたと晒されるわけです。そうならないように取下げが出来ます。取り下げた場合は申請したこと自体が公になりません。そういうところが 36 件あったということです。申請が 72 件ですから、まだ 33 の差分があるわけですが、その差分のところは継続ということで、認定には至らなかったけど、ちょっと微調整が必要ということで引き続き審査をしているところになります。

部会長所見に書かれていることのポイントは最初に私が申し上げたところなのですが、指針や参照枠の理解不十分ということで、文科省が公表している資料をまず読んで欲しいということ。二点目は教育課程についての内容が不十分であったり整合性がなかったり、あるいはその評価がきちんと出来ていないということで、根本であるカリキュラムそのものがダメということです。根本が全然出来ていないところが結構多かったのが実態です。さらに、申し上げると債務超過など経済的要件を満たしてない、あるいは設置校舎が自己所有になっていないといった、認定基準を明らかに満たしていないというところも少なくありませんでした。

ちなみに 2 回目に関しては、48 件の申請がありましたが大学別科に関してはゼロでした。第 1 回申請の時は大学別科もありましたが、最終的に認定あるいは不認定に至っていないということで、機関名の発表はありませんでしたが、大学からも出てきております。今後大学別科の申請がどの程度あるのかわかりませんが、お考えのところは早めにご準備いただき、不明点については資料を参照していただいたり、文科省の方にご相談いただいたりしていただければと思います。今後おそらく申請を簡素化するための改正、変更点というのを、申請のたびに文科省が出してきます。1 回目を終えて、なんでこんな資料が必要なのかということが結構ありましたから、そうしたものは止めましょうということで、必要な資料は減ってきています。逆に残っているものについては審査の中で必要なものだということで、ご理解いただければと思います。

留学生別科、日本語別科というところが、大学教育の中でどういう役割を果たすべきなのか、どういうことを目指すべきなのかということを学内の中で位置づけていただきたい。そのために先生方が果たすべき役割はなんなのかというところを、今一度見直す、そのための機会として、この日本語教育認定制度というものが材料になってくるのではないかと思います。

私どもの目指すところは、多くの留学生に日本に来ていただき、日本に対しての理解を深めていただくこともそうですし、その刺激によって日本人の学生に広い視野を持っていただく、より広い学びの機会を得ていただくということです。さらに大学にとっても、多様な学生がキャンパスに集まってくることによって、教育研究の多様性が確保されるということは非常に大切なことであると思っています。それを実現するための重大な役割が、別科の中にはあるわけです。それを担う先生方のご苦労もあるかと思いますが、より良い我が国の高等教育のために、ご尽力いただければと思っています。

（終）